資料　１－１

林業公社存廃の他県調査の結果・概要等について

１．調査県一覧表

廃止県		存続県	
県名	公社名	県名	公社名
青森県	(社)青い森農林振興公社	秋田県	(財)秋田県林業公社
山梨県	(財)山梨県林業公社	岐阜県	(社)岐阜県森林公社
愛知県	(社)愛知県農林公社	高知県	(社)高知県森林整備公社
広島県	(財)広島県農林振興ｾﾝﾀｰ		

２．調査日程及び調査委員

調査県	調査日	調査委員
山梨県、岐阜県	平成 25 年 5 月 23～24 日	委員全員
青森県、秋田県	平成 25 年 5 月 28～29 日	今井委員、小川委員
愛知県、広島県、高知県	平成 25 年 6 月 5～ 7 日	植木委員、中村委員

３．調査結果の概要

主な項目に関連して各県から聞き取った概要は概ね以下のとおりである。

①負債の取扱いについて

＜廃止県の対応＞

〇債権放棄により公社債務を解消
〇将来的な県民負担の縮減
〇今後の金利上昇による公庫借入金の利息額増大のリスクを回避
〇債務処理に多額の県民負担が伴う
〇現状の負債が整理されるが、今後の負債が見えにくい

＜存続県の対応＞

〇長期収支で最終的にプラスに転じることから現状維持を判断（県民負担軽減）

〇県からの貸付金を無利子化し経営改善を図る

〇長期債務を県民に対してわかりやすく明示できる

〇今後の長期貸付金利の変動が最終的な県民負担額に影響

②三セク債の活用について

＜廃止県の考え方＞

〇支払利息の軽減のため期間限定措置であることから速やかに活用

〇契約者等へ説明と契約変更等を実施する改革期間に5年を要し、三セク債の活用期限に間に合わない

＜存続県の考え方＞

〇無利子貸し付けに係る特別交付税措置の充当の方が有利との判断により活用せず（三セク債活用の特別交付税措置のメリットが少ない）

③国の支援措置（特別交付税、造林補助金等）の活用について

＜廃止県の考え方＞

〇国の抜本的な公社対策が講じられない

〇県有林化した後に、経営改善を図る中で補助メニュー等を活用

〇特別交付税措置は検討の対象外

＜存続県の考え方＞

〇国等による支援制度（無利子貸付、国庫補助事業、特別交付税措置等を最大限に活用

〇新たな造林補助メニューも活用しつつ、伐採方法についても採算性向上に資する手法を導入

④経営改善の見通し（確実性）について

＜廃止県の考え方＞

〇県有林と一体的な管理により、人経費の縮減と効率的な施業が可能（県有林の規模、管理体制による）

〇県営林にした上での低コスト化等の取組により経営改善を検討（県営林にすることで公社に比べて経営改善するとの判断）

〇分収率の見直しを着実に実施する一方で、改革期間中に契約変更が終了しない可能性

＜存続県の考え方＞

〇施業地カルテの活用など企業経営感覚により個々の現場をきめ細かく把握
〇長期と短期の両方の経営改善計画を策定
〇J-VER の取組や地元イベントの開催などにより事業への理解の醸成
〇将来にわたって現体制により管理する継続性による改善を期待
〇分収率の見直しを着実に実施

⑤不採算林の取扱いと森林の有する公益的機能の発揮について

＜廃止県の考え方＞

〇不採算林についても、そのまま全て県有林化
〇不成績造林地を解約
〇県営林化することで公益的機能に軸足を置いた管理が可能

＜存続県の考え方＞

〇不採算林は契約解除し負債を整理。一方で、当該地の施業放棄による機能低下を懸念（不採算林の整理で管理コスト縮減）
〇個々の施業地の採算性を分析中
〇公益的機能の維持が可能

⑥マンパワーの確保について

＜廃止県の考え方＞

〇公社有林に比して県有林の面積がはるかに大きいことからマンパワーの問題なし
〇県営林管理の追加の人員（担当職員）の要求を検討
〇県営林移管後の実施体制（人員、予算等）のメドが立っていない
〇プロパー職員の処遇の検討が発生
〇県営林の委託管理を公社が実施しているため、新たな委託先を検討

＜存続県の考え方＞

〇プロパー職員雇用、県職員の派遣を継続
〇県営林の委託管理を引き続き公社に委託（公社の存在大）
〇県有林に比して公社有林の面積が大きいことから現行体制の方が有利

⑦その他

＜廃止県の考え方＞

〇分収造林事業の政治問題化の解消

〇検討段階でトップダウンによる廃止判断があり

〇民事再生手続きが煩雑で、多大な労力が必要

〇契約者との変更契約に多大な時間と事務負担が必要

〇存続した上での経営改善は議論の遡上に上がっていない
（公平な存続、廃止の比較検討がない）

＜存続県の考え方＞

〇公社有林のウエートも比較的高いことから、廃止という判断が林業界に与える影響も加味

〇廃止の場合の事務処理量も判断材料として加味